平成２８年（フ）第１５号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の15　土山駅前スカイハイツＡ―912号
債務者　黒田　祥子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番６―304号
債務者　浅田　典昭
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
佐賀県多久市北多久町大字小侍882番地１県営北多久団地　324号、前住所佐賀県多久市南多久町大字長尾4125番地119　ソレアードガーデン　Ｂ―103号
債務者　武内　　慧
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
熊本市西区島崎５丁目1084番地６
債務者　矢野友加里
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
沖縄県豊見城市字宜保124番地　プランドールＫ402号
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８４号
神戸市須磨区須磨寺町１丁目５番６号ヴェッセル須磨Ｂ101、従前の住所神戸市中央区二宮町３丁目11番６―501号
債務者　高瀬　　進
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
青森県弘前市大字川先２丁目１番地13　ハウスグリーンウッド101号
債務者　倉岡　秀和
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５１４号
川崎市宮前区有馬６丁目６番27―301号　川野レジデンス
債務者　栗原　育美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０３号
川崎市麻生区岡上410番地３　鶴川ハイツ412
債務者　石森　　吏
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４２号
川崎市麻生区多摩美１丁目22番４－３号
債務者　岸本　勇一
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４３号
川崎市麻生区多摩美１丁目22番４－３号
債務者　岸本　明美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４９号
川崎市川崎区鋼管通４丁目14番18号
債務者　鈴木　艶子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７１号
川崎市川崎区本町２丁目９番地３　マリーナ川崎　302、前住所川崎市幸区戸手１丁目４番12号　サンボナール　105
債務者　玉井　千子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８４号
川崎市多摩区登戸966番地１　パレス向ヶ丘402、前住所川崎市多摩区登戸1594番地　レスパスノンシャラン　105
債務者　荒生　佳子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２号
川崎市高津区蟹ケ谷94番地４
債務者　柴田　悠惟（旧姓四釜）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
青森市大字八ツ役字芦谷316番地１　メゾンハッシュＡ―107
債務者　工藤真理子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
青森市金沢２丁目４番３号
債務者　北田　節子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係